

昭和 52 年 10 月

今後の税制のあり方についての答申

税 制 調 査 会

まえがき

税制調査会は、昭和49年10月14日、内閣総理大臣から「社会経済の進展に即応する税制のあり方」について諮問を受け、以来3年間にわたつて、我が国税制の全般について審議を行つてきた。この間、開催された会合は、総会37回、昭和51年7月従来の第一特別部会及び第二特別部会に代えて設置された第一部会及び第二部会並びにこれらの合同部会計18回、昭和50年11月従来の基本問題小委員会に代えて設置された基礎問題小委員会4回、答申の起草等のためその都度設置された臨時小委員会20回、その他徵収関係特別部会等12回の合計91回に及んでいる。

これらの審議の過程において、昭和51年度末までに、順次、次の三つの答申を行つた。

昭和49年12月 昭和50年度の税制改正に関する答申

昭和50年12月 昭和51年度の税制改正に関する答申

昭和52年1月 昭和52年度の税制改正に関する答申

さらに、今回、昭和51年6月以降行われてきた中期的視野に立つた今後の税制のあり方についての審議の結果をとりまとめ、「今後の税制のあり方についての答申」として、去る10月4日の総会において決定のうえ、これを即日内閣総理大臣に提出した。

本書は、この答申を印刷に付したものである。

今後の税制のあり方についての答申

昭和 52 年 10 月 4 日

内閣総理大臣 福田赳夫 殿

税制調査会会长 小倉武一

昭和 49 年 10 月 14 日付諮問に対し、当調査会の意見を
別紙のとおり答申します。

税制調査会委員等名簿

1 本答申の審議に参加した委員並びに特別委員及び専門委員は、次のとおりである。

委 員	石 井 清	○岩 村 精 一 洋
○江 上 フ ジ	○大 内 幸 夫	
岡 村 雅 夫	○小 倉 武 一	
河 崎 邦 夫	工 藤 巖	
○黒 川 洸	○斎 藤 誠	
○三 枝 佐 枝 子	佐 々 木 邦 彦	
○柴 田 護	○高 橋 長 太 郎	
武 田 亨	○立 山 武 司	
○辻 村 江 太 郎	堤 清 二	
富 塚 三 夫	○友 末 洋 治	
西 沢 権 一 郎	林 慶 之 助	
前 川 一 男	松 尾 金 藏	
三 浦 朱 門	安 居 喜 造	
○吉 岡 英 一	○吉 國 二 郎	
渡 邊 省 吾		

なお、渡部経彦は途中死亡し、また、日高輝及び安恒良一は途中辞任し、渡邊省吾及び富塚三夫がそれぞれこれに代わり委員に委嘱された。

(○印を付した委員は、臨時小委員会に所属した委員である。)

特別委員	金 子 宏	木 下 和 夫
	渋 谷 健 一	館 龍 一 郎
	西 野 嘉 一 郎	肥 後 和 夫
専門委員	飯 田 経 夫	市 村 真 一
	宇 田 川 璋 仁	内 田 忠 夫
	大 熊 一 郎	貝 塚 啓 明
	加 藤 秀 俊	佐 藤 進

高 橋 誠 新 飯 田 宏
藤 田 晴 藤 野 正 三 郎
正 村 公 宏 水 野 正 一
和 田 八 束

2 本答申の審議に当たり、当調査会の求めにより、昭和52年7月、第一部会、第二部会合同部会に出席し、意見を述べた者は、次のとおりである。(敬称略)

青 木 茂 (全国サラリーマン同盟代表委員)
飯 野 利 夫 (中央大学教授)
内 山 敦 義 (大阪マーチヤンダイズマート代表取締役会長)
田 中 里 子 (全国地域婦人団体連絡協議会事務局長)
田 中 寛 (全国商工会連合会会长)
深 田 祐 介 (作家)
古 岡 勝 (全国間税協力会総連合会会长)
山 本 正 雄 (東京都新財源構想研究会座長)

目 次

序 言	1
第一 基本的考え方	3
1 財政収支の現状とその改善の必要性	3
2 財政収支不均衡の性格	4
3 歳出の節減合理化の要請	4
4 税負担の公平確保の必要性	5
第二 既存の税目及び新税についての検討	7
一 現行所得課税等の検討	7
1 所得税及び個人住民税	7
(1) 負 担 水 準	7
(2) 課 稅 最 低 限	8
(3) 税 率	8
(4) 給与所得控除	9
(5) 人 的 控 除	9
(6) そ の 他	10
2 法人税及び法人住民税	10
(1) 負 担 水 準	10
(2) 税 率	11
(3) 基本的仕組み	11
(4) 引 当 金	11
3 事 業 税	12
4 租税特別措置	12
(1) 一般的考え方	12
(2) 社会保険診療報酬課税	12
(3) 利子・配当所得課税	12
(4) 有価証券譲渡所得課税	13

(5) 準備金、特別償却等.....	13
5 景気調整税制.....	13
二 現行資産課税及び消費・流通課税の検討.....	13
1 相続税.....	13
2 固定資産税及び都市計画税.....	14
3 し好品課税.....	14
4 個別物品又はサービス課税.....	14
5 自動車関係諸税.....	15
6 流通税.....	15
三 新税の検討.....	16
1 第二部会部会長提案に基づく新税の検討.....	16
(1) 土地増価税.....	16
(2) 富裕税.....	16
(3) 製造者消費税、EC型付加価値税、大規模売上税、 大規模取引税.....	17
(4) ギャンブル税、広告課税.....	18
2 考えられる一般消費税の基本的な仕組みの検討.....	18
(1) 基本的な考え方.....	18
(2) 納税義務者及び課税標準.....	19
(3) 小規模零細事業者の除外.....	19
(4) 非課税の範囲.....	20
(5) 税率.....	20
(6) 累積課税の排除の問題.....	20
(7) 限界控除.....	20
(8) 申告納付.....	20
(9) 他の税との調整等.....	21
(10) 事業税の外形標準課税との関連.....	21
第三 今後の税制のあり方についての提言.....	23

序　　言

- (1) 当税制調査会は、昭和49年10月、内閣総理大臣から「社会経済の進展に即応する税制のあり方」について諮問を受けて以来、これまでに、昭和50年度、昭和51年度及び昭和52年度の税制改正に関する答申を行つてきたが、別途中期的視野に立つた今後の税制のあり方についての検討の準備のため、昭和50年11月、基礎問題小委員会を設置した。
- (2) 基礎問題小委員会においては、今後の税負担のあり方等基礎的諸問題について検討を進め、その結果は「昭和51年度の税制改正に関する答申」にも反映されているが、その後昭和51年5月に「昭和50年代前期経済計画」が閣議決定され、当調査会においては、同年6月以降この計画を参考としつつ、今後の税制のあり方についての本格的な審議に入ることとした。
- (3) このため、昭和51年7月に所得課税を中心に審議する第一部会と資産課税及び消費・流通課税を中心に審議する第二部会とを設置し、これに特別委員及び専門委員の参加をも求めるることとした。以後、この両部会を中心として各税目についての個別的検討を深めつつ、隨時合同部会あるいは総会において部会から検討状況の報告を受け総合的な見地からの検討を行うという方式で審議を進めた。
- (4) この間、当調査会は、昭和51年12月、両部会の部会長が総会に対して行つた各部会の審議経過の報告を公表し、広く国民がこの問題を考える場合の参考に供するとともに、昭和52年7月の合同部会において、各方面の有識者に出席を求めて意見を聴き、当調査会における審議の参考とした。
- (5) さらに、本年8月に至り、それまでの審議のとりまとめを行うため、臨時小委員会を設置し、同小委員会における作業の結果を基礎として総会において総合的な審議を重ねてきた。
- (6) 以上述べた方式により一年有余にわたる慎重な審議を重ねた結果、当調査会は、今後の税制のあり方について、以下に述べるようなとりまとめを行つた。すなわち、第一に今後の税制のあり方を検討するに当たつての基本的考え方を述べた後、第二に既存の税目及び新税についての検討の要約を示し、第三に以上の検討の結果を総合的に勘案して今後の税制のあり方についての提言を行うこととした。

(7) この答申は、今後の税制のあり方を考えるに当たつてとるべき基本的な方向を提言するものであつて、後に述べるとおり、その具体化の時期及び内容については、今後各年度の税制改正に際し、十分に審議し、その都度答申すべきものである。しかし、今回の提言の内容が国民に一般的な税負担の増加を求めようとするものであるだけに、その具体化を進める過程において、この答申で行つた提言及びその背景となる基本的な考え方について国民に十分な理解を求める努力を続けることが是非必要であると考えるので、政府においても、その点について格段の配意を行うことを期待する。

第一 基本的考え方

今後の税制のあり方を検討するに当たつての当調査会の基本的考え方は、次のとおりである。

1 財政収支の現状とその改善の必要性

- (1) 高度経済成長から安定成長への転換期に当たり、生活環境の整備、社会保障の充実等公共サービスの確保に対する社会的要請が強まり、また、経済情勢の変化に即した弾力的対応が求められるなど、今後、国民経済の健全な運営を図るために、財政の果たすべき役割は一層その重要性を増しつつある。
- (2) ところで、国の財政は、昭和50年度以降連続3年間、歳入の約3割を特例公債を含む公債収入に依存している。この公債依存度は、我が国においては戦後最高のものであり、また、最近の諸外国においても例をみない高率のものである。

また、地方財政についても、昭和50年度以降減収補てん債、財政対策債その他地方債の大幅な増額発行及び地方交付税交付金の原資の借入れにより、辛うじて収支のつじつまを合わせている状況にある。

国及び地方の財政が大量の公債や借入金への依存を余儀なくされているのは、最近における経済活動の停滞により、歳入面では、税収の大幅な落ち込みがあり、また、その後における自然増収もかつての高度経済成長期に比し緩慢な伸びにとどまつている反面、歳出面では、景気回復を図るため公共事業支出を拡充するとともに、社会保障の充実等国民生活の安定向上のために必要な財政支出を確保する必要があつたことによるものである。

- (3) このように最近において財政が果たしている役割については、積極的に評価すべき面もあるが、現在のような大量の公債等に依存する状態が今後なお継続するようになるとあれば、

- (イ) 公債費負担の著増により、財政が硬直化し、資源配分という財政本来の機能が阻害されるほか、経済情勢の変化に即した弾力的対応が極めて困難となる
- (ロ) 福祉その他の公共サービスに見合う負担を当面必要としないため、財政規律が弛緩し、財政支出の効率性が失われる。特に経常的支出を賄うため安易に特例公債に依存することは、負担を後代に残すことになる

(iv) 景気回復に伴い、民間部門の資金需要を圧迫し、あるいは、金融面から経済にインフレ要因を持ち込むおそれがある等、国民経済の健全な発展に重大な支障をもたらすことが予想される。

2 財政収支不均衡の性格

- (1) 以上みたとおり、今後における国民経済の健全な発展のためには、国、地方を通じ、大量公債等への依存、特に特例公債・借入金等への依存によつて財政を賄うという事態ができる限り早期に改善しなければならない。
- (2) ところで、現在の財政収支の不均衡は、専ら、景気後退に伴う税収の落ち込みによつて生じているものであり、今後、景気の回復を図ることにより我が国経済が適正な成長軌道に乗れば解消されるという見解がある。この点について、「昭和50年代前期経済計画」に基づいて作成された国及び地方の「財政収支試算」を手掛かりとして検討すると、そこに描かれている歳出規模を一応前提として考える限り、現在予想される適正な経済成長率の下では、現行税制に基づく自然増収によつて早期に特例公債等への依存からの脱却を期待することは、到底不可能である。また、逆にそのことを可能とするような経済成長率は、かなりのインフレを伴うものとならざるを得ないので、これを期待すべきでない。

このように、現在の財政収支の不均衡は、適正な経済成長の下における自然増収のみによつては解消し得る性格のものではない。

3 歳出の節減合理化の要請

- (1) 現行税制の下における自然増収のみによつて問題が解決され得ないとすれば、当調査会としては、まず、政府において歳出面で極力その節減合理化に努めることを強く要請する。

高度経済成長に伴う多額の自然増収に恵まれ、財政支出の拡大が容易に行われ得た時期とは異なり、今後の財政運営に当たつては、既存の制度、既定経費についての厳しい見直しを行い、また、勇断をもつて行政改革の実現を図ること等により、歳出の節減合理化に努める必要がある。特に国民に税負担の増加を求めるに際しては、そのような歳出面における努力が同時並行的に行われることが強く要請される。

- (2) しかしながら、歳出内容について厳しい見通しを行い、経費の効率化、合理化を行うことは当然であるとしても、今後における歳出規模の総額をそれによつて大幅に縮減できるかどうかについては、別の角度からの吟味が必要であろう。

「財政収支試算」において想定されている公共投資及び振替支出は、「昭和 50 年代前期経済計画」から導き出されたものである。同計画は、経済成長率、物価等経済の全般にわたつての整合性を確保しつつ、生活環境施設をはじめとする社会資本の整備や人口の老齢化等に対応する社会保障の充実等を図ることとし、同時にこれを支えるために税及び税外負担がある程度上昇することを予定している。この計画が示すとおり、国民福祉の向上と負担の増加とは表裏の関係にあり、まさに国民の選択の問題であるが、歳出総額の大幅な削減は、同計画が国民福祉の向上についての国民の期待にこたえるために予定している社会資本の充実や社会保障支出の増加を相当程度犠牲にしない限り成り立ち得ない。このように考えると、税及び税外負担を現行制度のままとし、専ら歳出総額を縮減することによって財政収支の不均衡からの脱却を図るという方策をとることは、今後における国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展のためには適当でないと考えるべきであろう。

- (3) これを要するに、歳出内容についての節減合理化が従来にもまして強く推進されるべきは当然であるとしても、そのことによつて問題がすべて解決されると期待することはできないと考える。

4 税負担の公平確保の必要性

- (1) 以上のとおり、財政収支の不均衡を是正するには自然増収のみでは不足であり、また、生活環境の整備や社会保障の充実という国民の要請にこたえるためには歳出規模の圧縮にも限界があると考えられる。そうであるとすれば、我が国における租税及び社会保険料負担の水準が諸外国に比較してかなり低いことをも考慮し、今後、社会保険料の負担水準の適正化を図ることと並んで、税負担の引上げについて検討せざるを得ないと考えられるが、国民に一般的な税負担の増加を求めるに際しては、制度、執行の両面にわたり税負担の公平を確保することが強く要請される。

- (2) ところで、税制面における公平の確保の観点から、いわゆる不公平税制の是正という場合、例えば法人受取配当の益金不算入制度の廃止や法人税に累進税率を導入することが不公平税制の是正の主眼であるとの主張が見受けられる等、論者によつてその内容が区々であり、往々にして議論の混乱が生じていると考えられるので、この際改めてその概念を明確にしておくことが必要である。

当調査会は、つとに昭和 50 年 8 月以降この問題をとり上げ、いわゆる租税特別措置及びこれまで不公平税制として批判の対象とされたことのあるものすべてを包括的

にとり上げたうえで十分に時間をかけて検討した。その結果、これを

- (イ) 特定の政策目的に資するという租税政策上の配慮がなかつたとすれば、税負担の公平その他の税制の基本的原則からは認め難いと考えられる実質的な意味での特別措置(以下、便宜「政策税制」という。)と
- (ロ) それ以外の制度(例えば、法人受取配当の益金不算入制度や換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例等、特定の政策目的に資するというのでなく、法人税、所得税等の仕組みの問題としてとらえるべきもの)

とに区分整理して、昭和51年度の答申を行つたところである。当調査会としては、今後とも、税制における不公平の是正を図るに当たつては、この区分を基準として政策税制の整理合理化を進めることが最も妥当な方針であると考える。

- (3) 上述した意味での政策税制については、昭和51年度以降、準備金、特別償却等についてかなり大幅な整理合理化が進められ、また、利子・配当課税の特例について課税の強化が図られる等、その努力についてはそれなりの評価を与えてよいと考えるが、当調査会が多年にわたり答申してきた社会保険診療報酬課税の特例の改善合理化については、いまだに具体的な措置が講じられていないのは極めて遺憾である。今後国民に一般的な税負担の増加を求めるに当たつては、本特例について早急に具体的措置を講ずる等、政策税制の整理合理化を一層強力に推進すべきである。

もつとも、後に述べるように、このような政策税制の整理合理化による增收は、さほど巨額のものではなく、これのみによつて財政収支の大幅な改善をもたらすことは期待できない。

以上の検討の結果、当調査会は、今後、福祉その他の公共サービスの確保を図りつつ、大量公債等への依存から脱却し、もつて国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図るために、国民に対して一般的な税負担の引上げを求めることが必要であると判断し、このような基本的考え方立つて以下の検討を行つた。

第二 既存の税目及び新税についての検討

上記第一に述べた基本的な考え方に基づき、当調査会は、今後一般的な税負担の増加を求める場合、どのような税目に負担増加を求めることが適当であるかという観点を中心として、既存の税目を総点検するとともに、新税の必要性についても検討することとした。その際、各税の仕組みの基本的な部分についても、これをとり上げて審議の対象としたほか、いわゆる景気調整税制についても検討した。

また、地方財源のあり方については、地方団体の歳入中に占める地方税収入の割合は低く、特に市町村においてはその割合が年々低下傾向にあることにもかんがみ、地方税の充実を図ることが必要であり、この場合、基礎的自治団体である市町村の税源の充実については重点的に配慮すべきであるが、一方、税源偏在の問題もあるので、地方財源はできる限り地方税によつて充足するという基本的態度をとりつつ、財源調整制度の活用によつて調整するとの視点に立つて個別の検討を行つた。

検討の結果を要約すると、以下のとおりである。

一 現行所得課税等の検討

1 所得税及び個人住民税

(1) 負 担 水 準

所得税は他の税に比べ優れた機能を有しており、また、個人住民税はその性格上地方税の大宗をなすべきものであつて、これら二税は今後とも税体系の中心的役割を果たすべき税である。

また、我が国の所得税及び個人住民税の負担水準は、主要諸外国に比べてかなり低い水準にあるところから、所得税等に負担の増加を求める余地は十分あると認められる。

(注) 個人所得に対する所得税負担率を利用可能な最新の資料に基づいて比較してみると、日本 4.4%(個人住民税を含めると 5.9%), アメリカ 9.7%(州所得税を含めると 11.5%), イギリス 16.8%, 西ドイツ 9.7%, フランス 5.3%である。なお、日本は昭和 52 年度(予算), アメリカ及びイギリスは昭和 50 年, 西ドイツ及びフランスは昭和 49 年の計数である。

このような観点からすれば、今後一般的に税負担の引上げを求めるに際しては、まず所得税及び個人住民税について負担の引上げを検討すべきであろうが、一

方、後に述べるように所得税等を中心に負担の増加を求めるには種々問題がある。したがつて、この問題は間接税等に負担の増加を求めるについての審議の結果と併せて総合的に検討することとした。

(2) 課税最低限

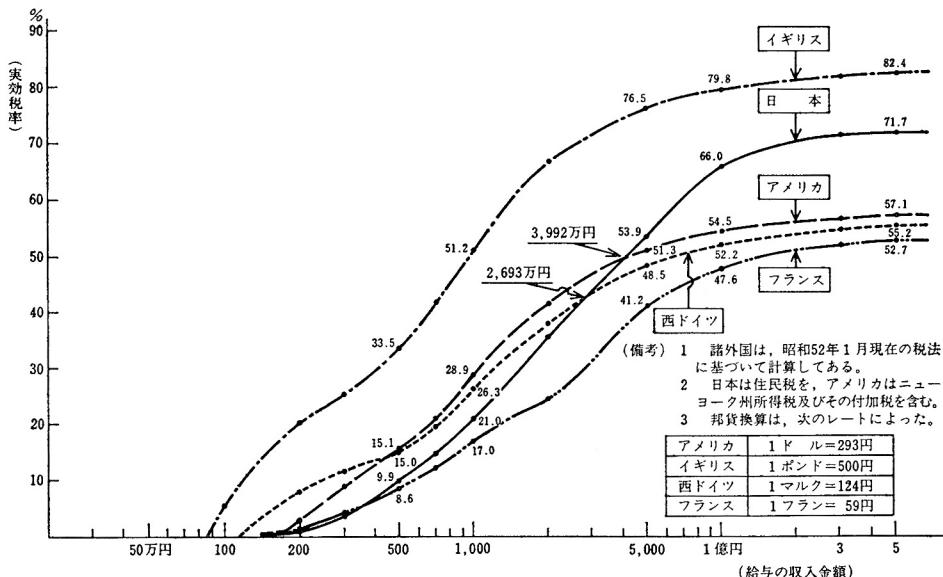
- ① 我が国の所得税の課税最低限は、主要諸外国のそれと比べても、また、平均的所得水準と比較しても、既に相当の水準に達していると認められるので、いわゆる物価調整減税として物価の上昇に見合つて毎年必ずこれを調整しなければならないと考える必要はないというのが大勢であった。
- ② 個人住民税と所得税の課税最低限の関係については、住民税の負担感が強いという観点に立つて、これを一致させるべきであるとする意見があつたが、地域社会の費用を住民が広く能力に応じて負担するという住民税の性格からして、これを一致させる必要はないというのが大勢であった。

(3) 税率

我が国の所得税について、個人住民税と合わせて実効税率の曲線を描き、主要諸外国のそれと比べてみると、下図のとおり、中小所得者階層では低く、高額所得者階層ほど相対的に高くなつております、その累進度は国際的にみてかなり急であると認められる。また、所得税の最高税率は、個人住民税の税率と合わせて考えた場合、

実効税率の国際比較(夫婦子2人の給与所得者の場合)

——住民税を含む——



もはや限界に達していると考えられる。したがつて、現行の累進構造をさらに強めるべき必然性はないというのが大勢であつた。もつとも、このように現行税制のもつ累進構造がかなり急であることについて広く一般の理解を求めるためには、租税特別措置の整理合理化を一層推進するとともに、執行面においても各種所得の適確な把握のために今後とも努力すべきであるとの意見があつた。

なお、所得税に負担増加を求める場合の一つの方策として、いわゆる高額所得者付加税を提案する向きもあるが、以上述べたような累進構造の実態から言えば、その採用には問題が多いと考えられる。

(4) 給与所得控除

- ① 現行の給与所得控除は、収入の増加に応じて遞減的に控除が増加する仕組みとなつており、限度は設けられていないが、この点に関連して、所得税において負担増加を求める場合の一つの方策として、控除の頭打ちを復活すべしとする意見もあつた。しかし、現行制度は、勤務に伴う費用が収入の増加に応じてなにがしか増加するという事実及び給与所得とその他の所得との負担の調整を図ることを考慮したものであり、今後とも維持してよいと考える。
- ② また、給与所得控除について、経費の実額控除との選択を認めるべきであるとする意見等があるが、給与所得者にとって何が費用であるかについて具体的な基準を設けることは容易でなく、この問題を残したまま選択制を採用する場合には立証技術の巧拙によりかえつて負担の不均衡をもたらすおそれが強いこと及び給与所得控除の現行水準が既に相当の水準に達していると認められることを考慮すれば、これを採用する必要があるとは認められない。

(5) 人的控除

- ① 基礎控除等各種人的控除間のバランスについては、基礎控除、配偶者控除及び扶養控除を同額とする現行制度は、一般納税者にとって簡素で理解しやすいものとなつており、これを変更する必要性は認められない。
- ② 人的控除を税額控除方式により行うべきであるとする意見があるが、主要諸外国において基礎控除等の人的控除のすべてを税額控除方式で行つている例はない。これは、負担能力に応じた公平な課税を実現する観点から、すべての納税者について、その所得の一部をまず基礎的非課税部分として控除し、その残額を課

税所得として、これに累進構造を持つ税率を適用することにより累進的な負担を求める所得控除方式が最も簡明適当であるとする考え方によるものである。

なお、減税を行う場合にその効果をできる限り高額所得者に及ぼさないようにするとの観点から、減税を税額控除方式によつて行つてはどうかとする意見があるが、人的控除が二つの方式で構成されることになり、制度として整合性を欠くことになるので適当でないと考える。

(6) そ の 他

① 新規控除創設の要望

教育費控除、住宅ローン控除、豪雪控除等の新規控除創設の要望があるが、新規控除を次々に創設していく場合、税制をいたずらに複雑にするし、そもそも個別的事情を税制においてしん酌するにはおのずから限界があるので適当でない。

② 課 税 单 位

課税単位については、所得稼得者単位とするか、あるいは、夫婦ないし世帯を課税単位とするかについて諸外国の制度が一つの方向に固まつてきている状態ではない。また、我が国において所得稼得者単位の課税を基本的建前とする現行制度を変更しなければならない状況にあるとは認められない。

したがつて、税負担関係に著しい変動をもたらす課税単位の変更については、いましばらく事態の推移を見守つていくのが適当である。

③ 個人住民税の現年課税等

個人住民税については、税制簡素化の観点からの所得税付加税化及び現年課税移行論があるが、所得税付加税化は住民税の基本に触れる重要な問題であり、また、現年課税は特別徴収義務者の事務負担の増加等技術上の問題があるので、なお引き続き検討する必要がある。

2 法人税及び法人住民税

(1) 負 担 水 準

法人課税の負担水準については、我が国の法人課税の課税標準と主要諸外国のそれとの間にさほど差異が認められることから、実効税率で比較してみると、我が国の水準は主要諸外国のそれに比べてやや低いと認められるので、今後適当な機会をとらえて法人税に若干の負担の増加を求める余地があると考える。

(2) 税率

① 累進税率

いわゆる大企業に負担増加を求める余地があるという見地から、法人課税に累進税率を導入すべきであるとする意見があるが、このような制度は、主要諸外国にもその例がなく、本来個人に適用されるべき累進税率を法人課税に導入することは基本的に適当でないと考える。

② 中小法人の軽減税率

中小法人の軽減税率については、中小企業対策の観点から、なお引き続き現行の二段階税率を維持してもよいと考える。

③ 法人住民税の均等割

法人住民税の均等割については、税率区分の検討等も含め今後も負担を強化する方向で検討すべきである。

(3) 基本的仕組み

① 法人税の基本的仕組みに関する議論されている法人の性格論については、法人を単なる個人の集合体とみる考え方、法人を独立の存在とみる考え方、さらには、大法人と中小法人を同一視することには無理があるとする考え方等、種々の見解があり、一つの方向にまとまっているとは言い難い状況にある。

② 現行の配当軽課制度、法人受取配当の益金不算入制度及び配当控除制度は、配当に係る法人税と所得税との負担を部分的に調整する方式として、既に相当長期間にわたって維持され、それなりに定着しているものであるが、これに代わるべき調整方式として従来から議論されてきた支払配当損金算入方式とインピュテーション方式は、いずれも一長一短があり、いま直ちにいずれかを採用すべき決定的な論拠は見出しえなかつた。

③ 法人税の基本的仕組みについては、その変更が企業の資金調達の形態、個人投資家の金融資産選択、税負担のバランス等に重大な影響を及ぼすものであるので、その変更に伴う影響や効果をよく見極め、諸外国の動向も考慮しつつ、今後なお時間をかけて検討することが適当である。

(4) 引当金

各種の引当金については、これを企業優遇税制であるとする見解が一部にあるが、法人の課税所得を合理的に計算するために設けられているものであり、今後ともそ

の繰入率等の適正化を図つていくことは必要であるとしても、この制度自体を企業に対する優遇措置と考えることは適当でない。

3 事業税

事業税における外形標準課税の導入については、事業税の性格及び最近における全国知事会の動向等にかんがみ、その実現に踏み切るべきであつて、導入について具体案の検討を進めるべきであるとする意見があり、一方、この問題については、今後における我が国経済社会の変動に対してとられるべき将来の税制の姿をも考慮しつつ、慎重に検討すべきであるとする意見があつた。

結局、この問題は、一般消費税との関連をも考慮して検討すべきであるとの意見が多くかつたので、そこで併せて検討することとした。

4 租税特別措置

(1) 一般的考え方

既に述べたとおり、税負担の引上げが必要とされる現在の状況の下においては、税制面における不公平の是正を一層推進すべきである。

ただし、東京都の新財源構想研究会の試算にみられるように、上記第一、4で述べた意味における政策税制と法人税の基本的仕組みに係る問題等とを同一視して、これらをすべて企業優遇税制と考えることは適当ではなく、政策税制について、個々の措置の実態に即しつつ、その整理合理化を図るべきである。

(2) 社会保険診療報酬課税

社会保険診療報酬課税の特例は廃止すべきであり、少なくとも「昭和50年度の税制改正に関する答申」において提案した具体的な改善案を早急に実施すべきである。

(3) 利子・配当所得課税

利子・配当課税については、昭和52年度改正において昭和55年末までの間における課税強化が実施されたところであるが、この期間において、利子・配当所得に対する総合課税を実現するための方策について、具体的、専門的な検討を一層推進することが必要であると考える。

なお、所得税において源泉分離課税を選択した利子所得等に対しては住民税が課税されていないが、これは、基本的には総合課税に移行することにより解決されるべき問題であると考える。ただ、総合課税に移行するまでの間は、源泉分離選択課

税に係る所得税額の一定部分を住民税相当分として地方団体に配分する措置を講ずべきであるとの意見もあつた。

(4) 有価証券譲渡所得課税

有価証券譲渡益についても総合課税の対象とすることが望ましいが、有価証券取引を把握する体制が十分整備されないまま総合課税に移行する場合には、新しい不公平を招くおそれがあるので、段階的に課税の強化を図つていくのが適当である。

(5) 準備金、特別償却等

各種の準備金、特別償却等については、その政策目的と税制の基本的原則との調和を図るに際し、従来以上に課税の公平を重視しつつ、個々の措置の実態に即して、今後とも一層その整理合理化に努めるべきである。

5 景気調整税制

- ① 我が国経済の自律調整能力が、従来に比べて低下しているとの見地に立ち、今後需要管理を一層きめ細かく行うため、金融、為替政策等多面的な政策手段の一環として景気調整税制を導入すべきであるとの意見があり、今後一般的に税負担が上昇するとの前提の下で、その具体的仕組みや導入の際の諸問題等について早急に検討を開始すべきであるとする見解が出された。
- ② これに対しては、税制の主要な機能は公共部門への資源配分にあるとする意見、減税は容易であるとしても、増税は困難であり、上下対称性は確保できないとする意見、諸外国においても景気調整税制が実際上円滑に機能しているとは言い難いとする意見等消極的な見解も出された。
- ③ 以上のように、景気調整税制については、積極、消極各種の見解があるが、このほかに、最近のような財政事情の下ではまず財政の均衡を回復することが先決であるとの意見もあるので、この問題については、より長期的な税制のあり方の一環として今後なお検討を続けることが適当である。

二 現行資産課税及び消費・流通課税の検討

1 相 続 稅

- ① 現行の相続税の課税最低限の水準等については、住宅や宅地の価格等の現状からみて妥当であると考えられる。また、現行の配偶者に対する税の軽減措置については、再検討の余地があるのでないかとする向きがあるが、同一世代間の財産移転

は異なる世代間に比べその税負担が軽減されてもよいと考えられるので、現行制度を強いて改正する必要はないものと考える。

② なお、中小企業の事業用財産に対する相続税の課税については、農地に係る相続税の納税猶予制度と同様の制度を設けるべしという意見も一部にあつたが、これについては、農地と中小企業の事業用財産とは事情が異なるので、その必要はないとする意見が多かつた。

③ 今後における相続税の負担水準のあり方については、中堅財産階層に対して過度の負担とならないよう留意する必要があるが、富の再分配機能を有すること等から、一般論としてはその負担を高めていくべきであるという意見が多かつた。

2 固定資産税及び都市計画税

固定資産税及び都市計画税については、今後その負担の増加を求める方向で検討すべきであり、当面評価の適正化を通じてその増強を図るべきであると考える。

3 し好品課税

① 酒及びたばこの税負担については、他の物資と異なり、各種の理由から特別の負担を求めてきているところであるが、今後とも、適切な負担水準を維持することができるよう隨時見直しを行つていくべきである。

② 酒税の従価税制度への移行については、現実的な観点からなお検討を続けることとし、たばこ専売納付金制度の消費税制度への移行については、たばこ定価法定制との関係や公共企業体等基本問題会議における公社の経営形態のあり方についての審議状況等をも考慮しつつ、今後なお検討を続ける必要がある。

4 個別物品又はサービス課税

① 現行の個別物品又はサービスに対する課税の大宗をなす物品税は、主にしやし品ないし比較的高価な便益品や趣味・娯楽品を課税対象とするものであるが、最近における消費の高級化、大量化にもかかわらず、国税収入に占める割合は伸び悩んでいる。

物品税については、消費態様の変化に即応できるよう、新規に開発された物品やかつて課税が廃止された物品を課税対象にとり入れるよう努力するとしても、消費の多様化、平準化が進んでいる最近の状況の下においては、課税対象の選定等について客観的な基準を得ることが漸次困難となつてきていることも否定できない。

したがつて、物品税にある程度まとまつた增收を期待することには限界があると

考えられる。

- ② 料理飲食等消費税、娯楽施設利用税等については、累次にわたる税率の引下げ、免税点の引上げを行つてきたが、今後はこれらの税についても税負担を引き上げる方向で検討すべきであるとの意見があつた。
- ③ 電気税については、これが所得課税を補完し、普遍性を有する税として適當なものであることにかんがみ、今後は少なくとも税率の引下げを行うべきではないというのが大勢であつた。

また、電気税の非課税措置に関しては、現行の非課税基準設定後の社会経済情勢の変化に即応して全面的な見直しを行う必要があるとの意見があり、一方、この見直しを行うに際しては、国際競争力の観点から慎重に検討すべきであるとの意見もあつた。

5 自動車関係諸税

- ① 自動車関係諸税については、その負担が経済社会の実情に照らし適正なものとなるよう配慮することとし、特に従量税ないし定額税により課税されるものについては、所得、物価水準の推移に応じ隨時負担の見直しを行うことが必要である。
- ② 自動車関係諸税の多くが道路整備のためにその使途を特定されている点については、これを一般財源化すべきであるとする意見や、道路交通に直接間接に関連する事業等へもその使途を拡大すべきであるとする意見があつた。また、地方道、特に市町村道に係る特定財源比率等の現状からして道路整備財源の充実を図るため財源配分の見直しを行う必要があるとする意見があり、一方、幅員の狭小なものが多い市町村道の整備のための財源をすべて自動車関係諸税に求めるこには問題があるとする意見が出されたほか、エネルギー対策に関連して燃料課税について全面的に再検討すべきであるとする意見もあつた。

これらの点は、財政資金の使途のあり方や国、地方の道路整備財源の配分のあり方の問題であり、税制面からだけでなく、より幅広い検討が必要である。

6 流通税

- ① 印紙税及び登録免許税については、その負担が取引等の実情に見合つたものとなるよう適宜その見直しを行うことが必要であり、特に定額税率の部分については、所得水準等の上昇に応じ隨時負担水準の見直しを行うべきである。

- ② 有価証券取引税については、有価証券譲渡所得課税との関連、資本市場に与える影響等をも慎重に考慮して、その負担水準を検討する必要があるとの意見があつたが、現行の負担水準からみて、なおその引上げを検討する余地があると考える。
- ③ 不動産取得税については、その負担水準からみてなお引上げの余地があること及び住宅等については軽減措置が講じられていること等から、負担の増加を求める方向で検討すべきであるとの意見があつた。

三 新税の検討

1 第二部会部会長提案に基づく新税の検討

間接税の負担水準は、主要諸外国に比べてかなり低く、特にそれが長期的に低下傾向にあるところから、今後一般的に税負担の引上げを求めるに際しては、間接税にも負担の増加を求める余地があると考えられる。

(注) 個人消費支出に対する間接税等の割合を利用可能な最新の資料に基づいて比較してみると、日本 5.3%，アメリカ 2.3%，イギリス 15.8%，西ドイツ 17.0%，フランス 20.4% である。なお、日本は昭和 52 年度（予算）、諸外国は昭和 50 暦年のいずれも国税の計数である。ちなみに、日本及びアメリカの地方税を含めた場合の割合は、それぞれ 7.0%，7.8% である。

ところで、既存の税制の検討の結果によれば、現行の間接税等に負担の増加を求める余地はなお残されてはいるが、これにある程度まとまつた增收を期待することは困難であると考えられる。

そこで、第二部会部会長の提案により、資産課税を含めて從来から国会及び当調査会において論議されている新税等を八項目に整理して検討を行つた。

(1) 土地増価税

近時の地価の異常な高騰によって土地を持つ者と持たない者との間に富の分配の不公平が拡大しているので、土地増価税を創設すべきであるとする提案がある。

これに対しては、土地増価税を所得課税として考えると未実現利益に課税されることになり適当でないという意見、保有税として考えると現行の固定資産税等の評価の適正化を図ることが先決ではないかという意見、また、一種の再評価税として考えるとなぜ土地だけをその対象とするのかが問題であり資産再評価全体の問題として検討すべきではないかという意見等、消極的な見解が大勢を占めた。

(2) 富裕税

富裕税については、資産の保有による担税力に着目して課税することにより所得

税の機能を補完するとともに富の集中の抑制にも寄与し得る等の観点から、これを導入すべきであるとする意見があり、これに対しては、富裕税は、例えば不表現資産の把握に万全を期し難いことから税負担が不公平となるおそれがある等の理由から、その導入には慎重であるべきだとする意見があつた。

他方、富裕税は、単独で導入の是非を論ずるよりも、一般消費税が導入されることとなる場合にそれとの組合せで検討することが適当であるとする意見も残されているので、執行面における諸問題について引き続き検討を重ねた上で結論を得ることが適當であろう。

(3) 製造者消費税、EC型付加価値税、大規模売上税、大規模取引税

- ① 製造者消費税は個別物品課税に代えて製造者の製造するすべての物品について庫出し課税を行うものであり、EC型付加価値税はすべての事業者について売上課税を行うとともに仕入れの際に課されている税額を控除することにより事業の付加価値に対して課税しようとするものである。また、大規模売上税は一定規模以上の事業者に限り売上課税を行い仕入れの際に課されている税額を控除するものであり、大規模取引税は一定規模以上の事業者に限り低率の累積型取引高課税を行うものである。
- ② これら四項目については、便宜一般消費税として一括して審議を行うこととし、一般消費税における主要な問題点として、税負担配分、物価への影響、中小事業者の取扱い等を中心として検討した。
- ③ 税負担配分については、一般消費税の負担配分は逆進的であり、所得税の非納税者にも負担を求める大衆課税であるとの意見がある。これに対しては、一般消費税の逆進性は言われるほど強いものではなく、非課税、軽減措置等により負担配分はかなり適正化できるという意見や、消費自体に担税力を認識するすれば、一般消費税はむしろ比例的であるとの指摘もあり、いずれにしても税負担配分の累進性、逆進性は、所得税との組合せ、さらには、税体系や財政全体として判断すべきであるという意見が多かつた。
- ④ 物価への影響については、一般消費税の導入は一般的な物価騰貴の契機となるおそれがあるとの意見がある。これに対しては、一般消費税の導入の際物価上昇が生ずるのは避けられないが、それ自身増税の反映であり、それによる実質所得の縮減と所得税増税による可処分所得の削減との選択の問題であるとの指摘があ

り、さらに、一般消費税の導入による物価上昇は本来一回限りで、便乗値上げの防止措置、導入のタイミングの選び方等により一般的な物価騰貴の契機となることは回避できるし、また、そのように努力すべきであるとの意見が多かつた。

- ⑤ 中小事業者の取扱いについては、一般消費税の性格上中小事業者といえども除外すべきでないとする意見があり、これに対しては、円滑な運営の確保の観点から、ある程度中小零細事業者を除外し、あるいは、各種の特例措置を考えることはやむを得ないとする意見があつた。また、一部の事業者を除外すると競争条件の攪乱を生じるのではないかという問題については、除外の程度や税率の水準のいかんにより対処できるであろうとする指摘があつた。
- ⑥ 以上のほか、累積課税の是非、非課税又は軽減の範囲等の問題についても審議が行われたが、総じて言えば、こうした租税については慎重であるべきであるとする意見があつたものの、その問題点とされる税負担配分の逆進性や物価への影響等については、いずれも決定的難点となることはないというのが大勢であり、何らかの具体的な仕組みに即してさらに検討することとした。

(4) ギャンブル税、広告課税

ギャンブル課税については、ギャンブルの収益金は各種の形で公共支出への寄与がなされているところであつて、問題はむしろその収益の均霑化をどう推し進めるかという点にあり、このような観点からなお検討を進めるべきであると考える。

広告課税については、交際費課税とのバランスや、最近の広告費の支出状況等からみて何らかの課税を行うべきであるとする意見があつたが、これに対しては、広告費を交際費と同一視するのは適当でなく、この種の課税には慎重であるべきであるとの意見があつたので、この問題については今後なお検討を続けることとする。

2 考えられる一般消費税の基本的な仕組みの検討

以上の審議を踏まえて、国、地方を通じる財源不足の事態を改善するため、一般消費税として新税を考えるとした場合、基本的にはどのような仕組みのものが考えられるかについて具体的に検討した。その結果を項目別に整理要約すると次のとおりである。

(1) 基本的な考え方

審議に際しては、まず、上記の第二部会部会長提案による製造者消費税、EC型付加価値税、大規模売上税、大規模取引税の四項目の新税構想を論議の基礎とし

た。このうち、幅広く消費に対して負担を求めるという観点からすると、物品の製造のみを対象とすることは適当でなく、また、単段階課税よりは多段階課税の方が適切であると考えられたので、製造者消費税を除外し、広く消費に対して一般的に負担を求めるとした場合の仕組みを考えることとした。

次に、EC型付加価値税では大部分の中小事業者が納税者にとり込まれて納税者数が多数に上ることになるが、円滑な納税協力が確保できるか、精緻な前段階税額控除のため手数がかかるので、小規模零細事業者がその負担に耐えられるかという問題がある。これに対して、大規模売上税及び大規模取引税では、一定規模以上の事業者だけを対象とすることによってこれに対処することとなろうが、反面、それによつて競争条件の攪乱を生じるおそれがあるので、どの程度の範囲の事業者を除外するかが重要な問題となる。また、これとは別に、産業経済に対して中立的であるためには、できれば累積課税は排除することが望ましいが、納税者の手数をどう考えるかという点も問題である。当調査会は、こうした各種の問題点を踏まえつつ、我が国の経済取引の実情に即応した仕組みとしてどのような方式が適当であるかという観点から検討を行つた。

(2) 納税義務者及び課税標準

上述のとおり、課税対象を物品の製造のみに限らず、また、多段階課税方式をとることが適切であるとの立場から、納税義務者は、国内において事業を行うすべての者及び輸入を行う者とすることが適當であり、また、課税標準は、国内において事業を行う者については売上額（後述する累積課税の排除を行う方式の場合には、売上げから他の事業者からの仕入れ等を控除したもの）とし、輸入を行う者については輸入の際の引取り価額とすることが適當であると考える。

(3) 小規模零細事業者の除外

納税義務者から中小事業者の一部を除外することについては、上記1で述べたとおり、積極、消極両様の意見があるが、円滑な運営の確保の観点からある程度小規模零細事業者を除外することはやむを得ないと考える。

除外する場合の基準としては、資本金額、従業員数、売上金額等があるが、資本金額が小さくとも売上げ等が大きい場合があり、また、資本金額には人為的に動かしやすい面があること、従業員数の把握は技術的に困難であること、新税の課税標準が売上額を基礎とするものであること等から、売上高基準をとることが適當であ

ると考える。

また、その除外の程度すなわち免税点については、広く消費一般に負担を求めるというこの税の性格や競争条件の攪乱回避等の観点から、限度があることに留意すべきである。諸外国における立法例では、このような観点に立って具体的な免税点が定められているが、我が国においては、上述したように、納税者数が多数に上る場合に円滑な納税協力が得られるか、小規模零細事業者が事務的な負担に耐えられるかという問題にも十分配意すべきであろう。いずれにしても、その具体的な水準は、当然この税による収入としてどの程度の規模を想定するかということとも関連するので、新税が実際に導入されることとなる場合にその時点でこれらの条件に十分配意し、具体的に決定すべき問題であると考える。

(4) 非課税の範囲

非課税とすべきものの範囲については、輸出取引、基礎的食料品等が考えられる。いずれにしても幅広く負担を求めるというこの税の性格からすれば、できるだけ狭く限定する態度で臨むことが望ましく、そのような基本の方針の下で今後なお具体的に検討すべきである。

(5) 税率

税率水準は、その時点における財政需要、経済動向等を総合的に判断して具体的に決定すべき問題であると考える。

(6) 累積課税の排除の問題

他の事業者からの仕入れ等について控除措置を設けることにより累積課税を排除すべきかどうかの問題については、納税者の事務負担に配慮する必要があるが、産業経済への中立性の確保等の観点からできればこうした仕組みをとり入れることが望ましいとする意見が多かつた。いずれにしても、この問題は税率水準の高低と関連する面が大きいので、税率の問題と併せて今後なお検討した上で、我が国の経済取引の実情に即応した姿を決定すべきである。

(7) 限界控除

売上額が免税点を超えていても一定金額に達しない中小事業者について、課税の影響を緩和するために、その納付税額の一部を軽減するいわゆる限界控除制度を設けることが望ましいと考える。

(8) 申告納付

諸外国の例にみられるように、申告納付を毎月又は毎四半期とする考え方もあるが、一方、納税者の便宜を考えれば、法人税又は所得税と併せて申告し、納付することとしてもよいであろうとする意見もあるので、今後なお検討を続けることとする。

(9) 他の税との調整等

以上のような新税が導入されるとすれば、税率水準のいかんによつては、既存の個別物品又はサービス課税等について何らかの形の調整を行うことが必要となるであろう。具体的にどの税目についてどの程度の調整が必要となるかは新税の税率水準等のいかんによるところが大きいので、具体的な税率を審議する機会に、それぞれの税の性格や全体としての税体系の姿にも配意しつつ、十分に検討すべきであろう。

なお、国税犯則取締法との関係においては、この新税は通告処分制度の適用外とするのが適当であると考える。

(10) 事業税の外形標準課税との関連

事業税の外形標準課税については、上記一、3で述べたように、新税との関連で検討することが適當であるとの見地に立つて審議を行つた。新税との関連で検討を行うこととした理由は、事業税における外形標準課税の導入は、その負担が当該事業の製品あるいはサービスを購入する消費者に転嫁され、法律上の納税義務者は企業であつても、最終負担は事實上消費者に帰属するという面から考えれば、新税と税の性格上共通のものであり、また、新税の課税標準として用いられている売上額は、従来から事業税に外形標準課税を導入する場合に検討対象とされていた課税標準と共通する面があること、さらには全体としての税体系及び国、地方を通じる税財源配分のあり方とも関連すると考えられることによるものである。

この問題に具体的にどう対処すべきかについては、差し当たり、(イ)国税において新税を創設するに際し、その一部を売上高、従業員割その他適切な基準により都道府県に配分する方法、又は、(ロ)地方財源として配分される新税のうち地方税とされる部分については、事業税の一部にこれを加えることとし、現行の所得課税方式と併用する方法 が考えられるが、政府において、これらについてさらに新税の創設に伴う国、地方を通じる適正な税財源配分のあり方、納税者の便宜、国境税調整等の観点を含めて事業税の外形標準課税の導入問題の解決を図るために、十分に検討を行うことが必要であると考えられ、その結果を踏まえて新税導入時までに最終的な

結論を得ることとする。なお、この場合においては、市町村の税源充実の必要性に
かんがみ、都道府県、市町村間の税源配分についても併せて検討を加える必要があ
ろう。

第三 今後の税制のあり方についての提言

(1) 以上、詳述したとおり、今後国民経済の健全な発展を目指して、福祉その他の公共サービスを確保しつつ、国、地方を通じる財政収支の不均衡の是正を図るために、一般的な税負担の増加を求めざるを得ないという基本的考え方の下に、既存の税制について総点検するとともに、考えられる新税の仕組みについての検討を行つてきた。これらの検討の結果を踏まえて、今後の税制のあり方についての提言を行うに当たつては、あらかじめ、必要とされる増収の規模がどの程度のものであるかを吟味しておく必要がある。

審議に当たつて参考とした国及び地方の「財政収支試算」は、予想される歳出規模等について一定の前提を設けた上で、昭和55年度における所要税収額等を推計している。そこに示されている所要税収額と昭和52年度の税収額との差額の一部は、当然現行税制の下における自然増収によって充足されるものであり、今後の税制改正に期待すべき増収額は、その間における自然増収がどの程度になるかによつて大きく変動する性格のものである。その意味では、税制改正による所要増収額が具体的にいくらになるかを現段階において計数的に確定し、それを所与の前提として議論を進めることは必ずしも適当ではないが、いずれにせよかなり巨額な増収を必要とすることは明らかであると考えられ、そのような想定の下で、国、地方を通じ税制全般についての見直しを行い、一般的な税負担の増加を求めることが必要な状況にあると判断される。

- (注) 1 「昭和50年代前期経済計画」に基づいて作成された国及び地方の「財政収支試算」には、昭和55年度までに特例公債・借入金等への依存から脱却するとした場合に必要とされる税収額等が示されているが、これによれば、同年度における所要税収額は、国においては約36兆円とされており、地方について同様に試算すれば18兆円程度と推計される。
- 2 国民総生産の伸びを「財政収支試算」の前提どおりとし、現行税制の下における税収の対国民総生産弹性値を国税については1.2ないし1.4、地方税については1.1ないし1.3と仮定すると、税制を現行のままえ置くとした場合における昭和55年度の税収見込額と上記の所要税収額との差額は、国においては一般会計ベースで4.6兆円ないし6.6兆円、地方においては1.7兆円ないし2.8兆円と試算される。
- 3 なお、上記の所要税収額等が昭和55年度を目標年度として推計されている点に関連して、目標年度を動かせばかなり事情が変わるものではないかとの意見もあつたが、この

点については、仮に目標年度を先に延ばしてもそれによつて所要税収額等の規模が減少する性格のものではないと考えられる。

(2) 国民に一般的な税負担の増加を求めるに際しては、上記第一、4で述べたとおり、制度、執行の両面にわたり税負担の公平を確保するために最善の努力がなされなければならない。その意味において、当調査会は、政府において社会保険診療報酬課税の特例をはじめとする租税特別措置について、今後一層強力にその整理合理化を推進すべきことを強く要請する。

さらに、既存の税制の枠組みの中においても、極力増収を図ることを考慮すべきであろう。すなわち、現行の間接税等については、今後とも隨時負担の調整を行い、適正な負担水準の維持に努めるべきであると考えられるし、法人税についても、既にみたとおり、なおその負担を若干引き上げる余地があると認められるので、適當な機会をとらえて税率を引き上げることを検討すべきであろう。

(3) しかし、今後必要とされる増収額が巨額なものであると想定せざるを得ない状況の下では、租税特別措置の整理合理化を強力に推進するとともに、既存の税制の枠組みの中での増収措置を逐次実施に移す努力を重ねるとしても、なお問題の解決にはほど遠いようと思われる。

(注) 1 租税特別措置については、

(イ) これによる国税の減収額(昭和52年度予算ベースでの試算)は約4,400億円である。交際費課税の特例分を除外して考えると約8,400億円となるが、この減収の半分以上は、少額貯蓄の非課税制度、勤労者の財産形成や住宅取得を促進するための諸措置及び中小企業対策によるものである。

(ロ) 地方税の非課税措置等による減収額(昭和52年度地方財政計画ベースでの試算)は約3,600億円であり、交際費課税の特例分を除外して考えると約5,500億円であるが、その3分の1程度は少額貯蓄非課税制度、住宅対策等の諸措置によるものである。

2 間接税等については、従来の経緯からみても、既存の個別消費税等の負担調整によつて一挙に大幅な増収を期待することはできないであろう。ちなみに、最近における間接税等の増収措置(平年度ベース)は、次のとおりである。

昭和50年度 酒税1,320億円、たばこ2,860億円

昭和51年度 挿発油税及び地方道路税2,510億円、自動車重量税730億円、自動車税及び軽自動車税1,110億円、軽油引取税590億円

昭和52年度 印紙税850億円、登録免許税260億円、娯楽施設利用税150億円

3 法人税については、税率の一率引上げによる増収額(昭和52年度予算ベース)は、1

パーセント当たり、法人税1,500億円、法人住民税250億円程度であるが、経済の国際化が一層進展するであろう状況の下では、税率の引上げ幅にはおのずから限界がある。

- (4) このように考えると、結局のところ、所得税及び個人住民税について一般的な負担の引上げを求めるか、あるいは、広く一般的に消費支出に負担を求める新税の導入を行うかという問題に直面せざるを得ないであろう。今後の税制のあり方としてそのいずれの途をとるべきかは、まさに国民の選択すべき重要な課題である。
- (5) このような立場から、所得税及び個人住民税について検討すると、既に上記第二、一、1で述べたとおり、現在の負担水準からみて所得税等に負担の引上げを求める余地は十分あると考えられる。一般的な税負担の増加を求めるためいかなる方策をとるべきかを判断するに際して専ら所得の大小を基準として累進的に税負担が配分されることを選ぶのであれば、所得税及び個人住民税について大幅な負担の増加を求めることが当然の帰結となるであろう。

ところで、所得税及び個人住民税の負担の引上げを求める場合、高額所得者のみについて負担の引上げを行うべしとの意見もあるが、このことは、上記第二、一、1で検討したとおり、現在の我が国所得税等の累進度や最高税率の実態からみて必ずしも適当ではない。所得税及び個人住民税を中心として問題の解決を図るとすれば、必要とされる増収額が巨額なものであると想定されるところから、高額所得者のみならず中堅以下の所得階層を含めて広く一般的に負担の増加を求めるることは避け難いと考えられる。

しかし、一方において所得税及び個人住民税はその累進構造により現行税制をすえ置いたままでも名目所得の上昇に伴い負担が増加するという面があり、このような性格を背景として、依然として所得税等の一般的減税を求める向きがあることも事実である。また、所得税及び個人住民税は個人が稼得した所得に対して直接に負担を求める税であるだけに負担感が強いことをも考え合わせると、これに大幅な負担増加を求ることによつて問題を解決するにはおのずから限界があるのではないかと考えられる。

- (6) このように所得税及び個人住民税の負担増加を求めるに限界があるとすれば、今後一般的な税負担の増加を求める方策としては、最終的には、広く一般的に消費支出に負担を求める新税を導入することを考えざるを得ないと判断される。一般消費税をめぐつては、税負担配分や物価への影響を中心としてその導入に反対する意見もあるが、既に上記第二、三、1で詳述したとおり、これを新税導入についての決定的な難点である

と考える必要はないであろう。

今後の我が国の税制のあり方を考える場合、既に上記第二、三、1で述べたとおり、個人消費支出に対する間接税等の負担水準は、諸外国に比べてかなり低く、特にそれが長期的に低下する傾向にあること及び現行の個別消費税の引上げによつてまとまつた増収を期待することには限界があることを考えれば、広く一般的に消費支出に負担を求めることには十分理由があると考えられる。

これらの検討の結果を総合的に判断すれば、上記第二、三、2で検討したような基本的な仕組みによる一般消費税の導入について、今後さらに具体的な検討を積極的に進めることが必要であり、政府としてもその導入の必要性について国民に十分な理解を求めるため格段の努力を払うべき段階に至つていると考える。

(7) 以上、今後における国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を目指として、福祉その他の公共サービスを確保しつつ財政体质の改善を図るために、今後の税制改正に際してとるべき方策を提言した。今後、現行税制の枠組みの中でいかなる増収措置を講ずるか、また、上述したような仕組みの一般消費税をどの程度の規模でいつ導入するかは、昭和53年度以降の各年度の税制改正において具体的に決定されるべき問題であり、その時点における経済情勢等に配意しつつ、財政・経済政策全体の立場から総合的に判断しなければならないことは当然である。しかし、財政の大量公債等への依存の事態に対し対処策を講ずることが遅れれば遅れるほど問題の解決を一層困難にし、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に支障を来すこともまた明らかであり、上記提言に係る方策について、国民の十分な理解を求めて、できる限り早期に実施に踏み切つていく決意を持つことが必要であると考える。

(大蔵省印刷局製造)